

よくあるご質問（カッコ内は「利用の手引き」記載ページ）

利用の手引きはこちら (<https://www.kita3jo-plaza.jp/files/download2/9/guide20230401.pdf>)

レイアウトに関すること

●のぼり旗や垂れ幕を設置できますか？

→設置できません。

広場は、「札幌市屋外広告物条例」に基づいた「景観保全型広告整備地区」内にあり、景観への十分な配慮が求められるため、広告物等の掲出について厳しい制限がかかっています。

原則、広告物又はこれに類する物の表示、配布、散布は禁止です。イベントと関係のない広告及び転売利用となる広告については認められません。また周辺環境への配慮や赤れんが庁舎の眺望を保つため、のぼり旗や垂れ幕の設置はご遠慮ください。(p15)

●道庁側（西側）にステージを建てることは可能ですか？

→駅前通から北海道庁赤れんが庁舎への眺望軸に配慮した空間、道庁側（広場西側）の視点場の確保にとめてください。(p11)

●駅前通側から搬入できますか？

→搬入できません。

固定式車止めが設置されていますので、西5丁目通側から搬入出を行ってください。

また、搬入出に伴う広場への車両乗り入れは、事前に指定管理者への申請が必要です。(p12)

●両側にあるウッドデッキを使用してもいいですか？

→使用できません。

出店側の荷物などを置かず来場者が座れるスペースの確保をお願いします。

広場北側日本生命札幌ビル、南側札幌三井 JP ビルの低層部には商業店舗があります。これらの店舗に対して、イベントで配置する仮設店舗の設備類やゴミ箱等を見せないよう目隠しなどの工夫を施すこととし、周囲の美観・景観に配慮してください。(p12)

●車輛や設置物の重さ制限はありますか？

→一般車道と同様です。

広場は一般の車道と同様の構造となっていますので、車両進入にあたっては過積載（車両の最大積載量より多い荷物の積み込み）にご注意ください。また、広場は煉瓦舗装のため、路面を痛めないように車両の運転には十分注意し、重量物を設置する場合は荷重分布を考慮し適切に養生してください。

ロードヒーティング設置箇所をまたいでの搬入の際は、養生をするようお願いいたします。(p13)

広場利用に関すること

●夜間にもイベントを実施できますか？

→広場の利用時間は、原則午前9時～午後9時までの12時間となります。

搬入出も含めてこの時間内に収まるようにお願いします。

●販売できないメニューはありますか？

→広場内にあるイチョウの樹木の生育上、煙や臭いの発生する恐れがあるメニューは提供できません。

●ごみの回収をお願いできますか？

→原則、イベント利用時に広場内で発生したゴミは、利用者の責任により処理してください。(p15)

●広場内の設備（ウッドデッキやボラードなど）を壊してしまいました。どうしたら良いですか？

→利用期間中に発生した事故については、利用者自身のみならず関係業者や来街者の行為であっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止には万全を期してください。

また、利用期間中に広場及び、設備・備品等を損傷または紛失した場合は、利用者による損害額を賠償していただきます。(p7,15)